



評定書（工法等）

申込者 シーケー金属株式会社 代表取締役社長 釣谷 宏行 様
富山県高岡市守護町2-12-1

件名 溶融亜鉛めっき鉄筋のコンクリートとの付着性能（シーケー金属）

令和3年11月19日付けで評定の申し込みのあった本件については、下記のとおり評定申込事項に係る技術的基準に適合しているものと評定します。

なお、本評定書の有効期間は、令和3年12月13日から令和6年12月12日までとします。

令和3年11月19日



記

1. 評定申込事項

本件は、本評定で定められた品質管理規定（JIS H8641「溶融亜鉛めっき」による規定を含む。）に従った溶融亜鉛めっき鉄筋のコンクリートとの付着性能が、JIS G3112で定められた鉄筋の当該性能と同等であることに関する評定である。

2. 区分

更新

3. 評定をした工法等の内容

別紙1のとおり

4. 評定の内容

(1) 方法

本評定は、特別工法評定委員会において、申込者から提出された資料に基づき審査を行ったものである。

(2) 内容

提出された資料により、妥当であることを確認した。

5. 備考

本評定は、設計・施工・品質管理等が適切に行われていることを前提に、提出された資料に基づいて行ったものであり、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は評定の範囲に含まれていない。

評定をした工法

1. 概要

本件は、本評定で定められた品質管理規定(JIS H8641「溶融亜鉛めっき」による規定を含む。)に従った溶融亜鉛めっき鉄筋のコンクリートとの付着性能が、JIS G3112 で定められた鉄筋の当該性能と同等であることに関する評定である。

2. 使用材料

本工法に使用する鉄筋は、建築基準法第37条第一号に規定される指定建築材料のうち、次表に掲げる材料を用いる。

表 3 使用材料

名 称	種類		節形状	規 格
鉄筋	D10、D13、D16	SD295A	竹／横	鉄筋コンクリート用棒鋼 (JIS G3112)
	D16、D19、D22、D25	SD345	竹／横、ねじ	

3. 品質管理

めっき加工は JIS H8641（溶融亜鉛めっき）に基づくこととしており、加えて、鉄筋の節形状に影響を与えない付着量の上限値 1200g/m²以下となるように品質管理することとしている。更にめっき加工後の鉄筋が形状、機械的特性及び加工性を含めた JIS G3112 の規定を満たすことを確認することとしている。めっき加工の際の条件を以下に示す。

表 4 めっき条件

めっき加工工場・所在地	めっき浴温度 [℃]	浸漬時間 [秒]
シーケー金属株式会社 本社工場 (富山県高岡市守護町 2-12-1)	450±5	120

4. 評定履歴

評定年月日	評定番号	評定区分等
平成 25 年 12 月 13 日	B C J 評定-SP0010-01	新規
平成 30 年 12 月 13 日	B C J 評定-SS0010-02	更新
今回 令和 3 年 11 月 19 日	B C J 評定-SS0010-03	更新

以上